

第IV章 銀行等又は資金移動業者による通知義務に関する事項

銀行等又は資金移動業者は、犯収法令の規定に従い、外国為替取引に関し、必要な事項の通知等を行う必要がある。これに関し、これらの者に求められる対応は以下のとおり。

- ①（内部管理態勢の整備等） IV－②及び③に関し、Ⅲ－1で定める内部管理態勢等の構築に関する事項（リスク評価に関する事項を除く。）に準じた対応を行うこと。
- ②（通知義務） 通知が必要な事項を外国送金依頼書に記載を受ける等の方法により適切に把握し、犯収法令の規定に従い、必要な事項を正確に通知すること。

（注1）顧客が自己の氏名又は名称と異なる名義を取引に用いる場合においても、顧客の氏名又は名称を通知する必要。

（注2）SWIFT 電文等の作成及び発信を他の特定事業者（中継銀行）に依頼する場合において、中継銀行が誤った事項を通知しないよう、仕向銀行は中継銀行に対して正確な通知事項を示す必要があり、また、中継銀行は SWIFT 電文等の作成に際し、仕向銀行との間で正確な電文を作成するための連携が必要。

- ③（通知に係る記録の保存） 犯収法令の規定に従い、通知に係る記録を適切に保存すること。